

定年制度

アメリカには定年制度はない。公務員、会社員にかかわらず定年制度はない。したがって定年は本人が決める事であって、何の制約も受けない。定年とは永久退職であるから、退職後の連邦政府や会社から支給される恩典を考慮しなければならない。ちなみに遺族年金制度は存在しない。

連邦政府からの恩典は社会保障金 (Social Security Benefit) であるが、満額受給には満 66 才が条件で、しかし申請をしなければならない。然るにアメリカでは 66 才が定年年齢と言われている。妻 (配偶者) は就業暦の如何にかかわらず、夫の受給額面の半額が恩典となる。解釈によってはこれは遺族年金に類似するが、夫の生死に関係なく、妻が 62 才になるまでは受給の資格は得られない。又 62 才から恩典が受けられるが下記のように減額率が設定されている。一旦受給が開始すると変更は出来ない。

62 才 25%減
63 才 20%減
64 才 13.3%減
65 才 6.7%減
66 才 満額
67 才以上 70 才未満 毎年 2.5%増

2009 年度の満額は最高額で毎月 \$2,500 (1 ドル 90 円として 225,000 円)。しかしこれは定年時まで社会保障税の総納入額 (ポイント数) に応じて算出されるので、生涯低所得者でいたとか、あるいは生涯主婦であった場合、かなりの減額か、夫の半分額とかになるので、早期定年は減額率とを合せて考慮しなければならない。公務員は州、国、軍で独自の定年恩給制度があり、公務員・軍と一般職業を兼ねた職業暦がある者は、社会保障金と重複して受給出来る。

典型的な例として、夫が 66 才で企業定年し、妻が 62 才、妻が同時に早期定年を決めた場合、夫が月額社会保障金が \$2,200 の場合、妻の支給される額は \$1,100 (夫の受給額面の半額) の 25%減、すなわち \$825 となり、合せて月額 \$3,025 (1 ドル 90 円として 272,250 円) となる。しかし、妻の所得が生涯を通じて多額であった場合、自分自身の恩典額を選択すれば良いのだが、生涯を職業婦人とした主婦の絶対数は少ないから、年金生活の老夫婦の所得は多額ではない。加えて、定年後は後述する健康保険料が多額になるのでこれも考慮しなければならない。

社会保障税は国税の一部であって、所得があると納税の義務が生じ、通常雇用者が従業員に代わって納税する。2009 年度は所得の 6.75% が社会保障税として課せられた。アメリカでは出生と同時に社会保障番号が与えられ、この番号が納税ばかりでなくありとあらゆる事に適用される。

一般にアメリカでは日本で良く見られる退職金（一時金）制度はない。企業が退職金制度や企業年金制度を施行していれば、殆どの場合、従業員の選択にてその制度に加入しなければならない。一般に公務員、会社員はそれぞれの雇用団体内での年金制度に加入する機会が与えられるが、最近では 401k とか IRA 等と呼ばれる定年資金制度が政府保障付きで加入出来るようになった為、年金制度（たとえ本人積み立て方式であっても）を破棄する会社が続出している。定年後の生活は自分で計画準備せよ、と云う事である。日本の公務員の場合、60才定年は日本人の平均寿命を考慮すると早過ぎると思われるが、平均して 60ヶ月分の給料に相当する退職金が支給される。これは天国であるし、膨大な納税者負担である。更に定年者は給料支給額は 50%に落とされたとしても、同種職務内での天下りの機会があるので、退職金とダブルに所得が増える計算になる。この様な事はアメリカでは許されない。

又社会保障の他の恩典として医療保険制度がある。複雑極まる制度で年々変わる。原則として満 65 才になるとこの医療保険の恩典を受ける事になるのだが、メディケア A, B, C, D 等に分類され、メディケア A の保険料は就業中に社会保障医療保険税をどのくらい支払ったかにかかってくる。この医療保険税は国税の一部でいかなる所得にも課せられる。メディケア A は病院費だけが支払い対象で、個人負担額は 30%。メディケア B は医者代。これは保険金を最低でも毎月 \$96.40 (8,676 円) 社会保障局に払わねばならないが定年後の年間所得額に応じて最高毎月 \$308.30 まで支払わねばならない。メディケア C は A, B の混合保険で保険会社が経営担当する。勿論保険料は高額。メディケア D は処方箋保険でこれも多種多様、保険会社が経営する。この保険料も高額。日本の健康保険制度は抜群で、これと同等の恩典をアメリカで受けるとしたら低所得者でも毎月約 300 ドル (27,000 円) 以上の保険金が必要で、所得に応じて多種多様である。日本には国民健康保険があり、低所得者にとって、天国と言っても過言ではない。これが理由でアメリカでは国民の殆どが医療保険を持っていないと言う報道があるのだと思う。

大企業では（トップ 500 社）定年者に対して就業時代と同等な定年者健康保険を提供する会社がある。大抵の場合、保険料は支払らわなくとも良いが、30%の個人負担額は支払わなければならない。又多くの大企業内では定年後の医療費の個人負担が \$10,000 (90 万円) に達した段階で恩典が切られる制度を施行している。